

- 【図書名等】 低圧電気取扱者安全必携 第2版  
 コード：No. 23306→No. 23318  
 定価：715 円（本体 650 円＋税 10%）→770 円（本体 700 円＋税 10%）  
 表紙の色：青→紫
- 【発行日】 令和3年4月30日

【改訂のあらまし】 「該当頁」は、改訂版のページを表す。

改訂のあらまし	該当頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月第1版発行後の、最新の法令・知見等に対応して内容を見直した。</li> <li>なお、当初の改訂は、「救急措置」範囲の記述内容に「救急蘇生法の指針2020」を反映する予定としていたが、同指針の作成は延期されている。今回の本テキスト改訂においては、〔新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた「救急蘇生法の指針2015」の追補〕に基づき、記述の一部修正を行った。</li> </ul>	
<p><b>全般</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本文および図表中の「安全帯」の語句を「墜落制止用器具」とし、表現を調整した。</li> <li>注釈等のURL表記については、最新のものに更新した。</li> </ul>	
<p><b>第1編 低圧の電気に関する基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1章、「参考 電気に関する基本的な用語や性質」中、1-1の第2段落「電圧の記号には <math>E</math> または <math>e</math>」を「電圧（電位差）の記号には一般に <math>V</math>」とし、前後の表現を調整した。また、図1-ウの右図を一部修正した。</li> <li>「3(1)死亡危険性が高い～死傷者数と死亡者数の比」中、統計数値等を更新した。また、表1-2を更新した。</li> <li>「3(3)「送配電線等」が多い～感電死亡災害の起因物」中、統計数値等を更新した。また、図1-2を更新した。</li> <li>「4(3)電撃反応の発生限界」について、交流のみから、交流および直流についての内容とした。直流の図として、新たに図1-4を追加し、本文の記述を一部修正した。改訂前は、IEC TS60479：2005より交流の図（図1-3）を掲載していたが、改訂後は、IEC60479：2018からの掲載（図1-3、4）となる。</li> </ul>	14-15 18 19-20 22-23
<p><b>第2編 低圧の電気設備に関する基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2章、図2-6を一部修正。OCRの下「AS」（計器用多段選択スイッチ（電流回路用）（電流計切換スイッチのこと。）の記号の変更のため。（JIS C0617）</li> <li>第4章、「1(1)交流アーク溶接機の回路電圧」中、電圧数値を一部修正し、前後の説明を調整。また、図2-17～19を一部修正。当協会発行のアーク溶接テキストとの整合のため。</li> <li>第5章、表2-13の「(2)屋内配線等」中、改訂前の③を削除し、新たに③④を追加。表中の丸数字は、1ずつ繰り下げ。</li> </ul>	45 55-57 66
<p><b>第3編 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3章、図3-16に「誤った使い方」を追加し、「3 検電作業」中の同図の説明を一部修正。</li> <li>第4章、改訂前の「1 安全帯」を「1 墜落制止用器具とワークポジショニング用器具」と改め、内容を全面的に見直し。それに伴い、図3-17～19も変更。</li> <li>図3-24に「(グリップエンド：樹脂製)」を追加。</li> <li>第5章の章末に「参考 墜落制止用器具とワークポジショニング用器具の選定・使用等」を新設。</li> </ul>	80 81-82 85 86-88
<p><b>第4編 低圧の活線作業および活線近接作業の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2章、「2(1)低圧用ゴム手袋の日常点検と取扱い」中、〔低圧用ゴム手袋使用上の注意事項〕を一部修正。</li> <li>図4-3の左図の説明を一部修正。</li> <li>第4章の本文箇条書き（丸数字）で、③の後ろに新たに④として加え、以降を1つつ繰</li> </ul>	98 98 102

り下げ。	
・第5章「救急処置」中の説明について、〔新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた「救急蘇生法の指針2015」の追補〕に基づき、記述を一部修正し、ページ繰りを見直し。	103-114
・第6章「災害事例」中、事例10を差替え。	125-126
<b>第5編 関係法令</b>	
・第2章、「(10)事業場の安全または衛生に関する改善措置等」の説明を一部修正。	139
・「(11)監督等、雑則および罰則」の説明を一部修正。	139
・第3章「労働安全衛生法施行令(抄)」中、第13条の条文を修正。	146
・第4章「労働安全衛生規則(抄)」中、第36条、第194条の22(解説を含む)を修正。	150-151
・第4章「労働安全衛生規則(抄)」中、第332条の前に「(編注：第331条(溶接棒等のホルダー)略)」と追加。	153
・第4章「労働安全衛生規則(抄)」、第339条の解説中、(4)の後ろに新たに(5)(6)として加え、以降を2つずつ繰り下げ。	157
・第4章「労働安全衛生規則(抄)」中、第518条(解説を含む)、第519条、第520条、第521条(解説を含む)を修正。(墜落制止用器具関係)	167-168
<b>[参考資料1 関係法令についての補足]</b>	
・(1)の表中、左欄の「700V」(改訂前)を「750V」と修正。電気事業法第38条、同法施行令第1条、同法施行規則第48条を修正。	185、 188-189
・(5)の後ろに「(6)夏季における感電災害の防止について」を追加。	205-206
<b>[参考資料2 附録]</b>	
・表6-6を更新するとともに、死傷者数も含めた表とした。また、表6-7を差し替えた。	211
	以上